奈良地区

備考：　は空中写真の撮影範囲を示す

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第１７６号
長崎県長崎市横尾３丁目37番22号　田川アパートＢ202
債務者　田川　澄子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　甲斐多佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０３号
長崎県長崎市中園町20番11号
債務者　福徳屋こと　本多　大徳
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月18日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２１号
長崎県長崎市女の都４丁目11番22―101号
債務者　岩永　吉邦
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濵口　純吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月18日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１６７９号
横浜市鶴見区岸谷２丁目19番32号
債務者　関　ひとみ
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　一真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月16日午後２時55分
5　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１６５号
愛知県春日井市岩成台６丁目２番地３　30号棟104号室
債務者　松尾　　稔
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月29日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６７号
鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋瀬久井西９番地３
債務者　惠　裕季子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大倉　克大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月８日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１８９３号
北海道江別市野幌若葉町61番地の10　ロイヤルパレス102
債務者　高橋　博明
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月７日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０４３号
奈良市大安寺３丁目11番16―103号
債務者　松村　新一
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若松　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月30日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係